

令和 2 年度会費等の額及び徴収の方法について（案）

1. 入会金の額及び徴収の方法

(1) 入会金の額は、令和 2 年度中に公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）に入会した正会員 1 名につき、10,000 円、準会員 1 名につき、5,000 円とする。

(2) 入会金の徴収は、その会員の入会時とする。

2. 会費の額及び徴収の方法

(1) 会費の額は、会員割及び頭数割によるものとし、本年度に入会する新入会員にあっては会員割のみとする。

① 会員割にあっては、令和 2 年度中に正会員、準会員の資格を保有する会員 1 名につき、5,000 円とする。

② 頭数割にあっては、正会員について以下のとおりとする。

i) 令和 2 年 1 月 1 日在既の育成届出頭数（2018 年産駒の頭数）が 5 頭以内の会員にあっては一律 5,000 円とする。

ii) 育成届出頭数が 5 頭を超える会員にあっては 5,000 円に 5 頭を超える 1 頭につき 1,000 円を乗じた額を加えて得た額（6 頭以上の育成届出頭数×1,000 円）とする。

iii) 本年度に入会する新入会員にあっては、頭数割は徴収しない。

(2) 会費の徴収は、令和 2 年 4 月 30 日までとする。ただし、本年度に入会する新入会員にあっては入会時とする。

3. 賛助会員の会費の額及び徴収の方法

(1) 賛助会員の会費の額は、賛助会員 1 名につき、1 口 10,000 円とし、1 口以上とする。

(2) 賛助会費の徴収は、令和 2 年 4 月 30 日までとする。ただし、本年度に入会する新入賛助会員にあっては入会時とする。